

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成22年  
3月23日  
(火曜日)

## 目次

告示  
道路の区域の変更(道路整備課)……………一  
道路の供用の開始(道路整備課)……………二  
浸水想定区域の指定(三件)(河川課)……………二  
公告  
公園施設に係る指定管理者の指定(都市計画課)……………三  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五  
人委公告  
平成二十二年度山口県警察官(男性)採用(A)試験の実施……………五



### 山口県告示第百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 徳山光線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
周南市高水原二丁目一地从先から 同市熊毛中央町三二地先まで	最狭 二二・五〇	最狭 一六・二〇		六三・五〇	道路改良工事の 完了による。
				六八・八	

道路の種類 県道  
路線名 萩三隅線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
長門市三隅中字原六四五の二七地先 から 同市三隅中字北中田三二二の一 地先まで	最狭 六一・〇〇	最狭 二一・五〇		一、一〇六・五	道路改良工事の 完了による。
				一、一〇〇・〇	

道路の種類 県道  
路線名 岩国美和線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市美和町波前字立野七一七の一 地先から 同市美和町波前字上立野一七六九の 五地先まで	最狭 三一・五	最狭 二二・七		二〇九・〇	道路改良工事の 完了による。
				二〇六・九	

道路の種類 県道  
路線名 高水停車場線  
道路の区域

区間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
	新	旧			
周南市大字原字北長溝一四一の七地先から同市高水原二丁目一地先まで			最狭 一・八・七	三七五・二	終点の変更による道路改良工事を完了による。県道徳山光線の道路の区域(重用)
周南市大字原字北長溝一四一の七地先から同市高水原二丁目三八地先まで			最狭 三・四・〇・四	四四二・三	
周南市高水原二丁目三八地先から同市高水原二丁目三八地先まで			最狭 三・〇・九・五	三七〇・三	
周南市高水原二丁目三八地先から同市大字原河内一―二地先まで			最狭 三・〇・八・五	三七〇・三	

**山口県告示第百二十九号**

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
徳山光線道	周南市高水原二丁目一地先から同市熊毛中央町三一―地先まで	平成二十二年三月二十四日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県三隅線道	長門市三隅中字原六四五の二七地先から同市三隅中字北中田三二二の二一―地先まで	平成二十二年三月二十五日

路線名	供用開始の期日
岩国美和線道	平成二十二年三月二十四日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県高水停車場線	周南市大字原字北長溝一四一の七地先から同市高水原二丁目三八地先まで	平成二十二年三月二十四日

**山口県告示第百三十号**

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。  
 当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び周南土木建築事務所において縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

河川称	区間	
	上流端	下流端
錦川水系	西河内七号橋	左岸 周南市大字原一六四二番地先 右岸 周南市大字原一六四二番地先
錦川	向道ダム	赤瀬橋下流百三十九メートル地点
西光寺川水系	左岸 周南市大字菅鹿野一四五一番四地先 右岸 周南市大字鹿野上字竹鹿野一四五八番一―地先	錦川への合流点

西光寺川	左岸 周南市大字久米字田尻一六四九番六地先 右岸 周南市大字久米字田尻一六五〇番七地先	河口
------	--	----

山口県告示第百三十一号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。  
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び山口土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

名河川 称の	区		間
	上	流	
阿武川水系			下流端
	阿武川	左岸 山口市阿東徳佐中字弥河内二九二五番一地先 右岸 山口市阿東徳佐下字新台明二二二九番一地先	篠目川の合流点
蔵目喜川	左岸 山口市阿東蔵目喜字大山六二九番地先 右岸 山口市阿東蔵目喜字平原六三四番三地先	白井谷川の合流点	
生雲川	左岸 山口市阿東生雲西分字笹ノ口四一番一地先 右岸 山口市阿東生雲西分字笹ノ口六九番八地先	奥沢田川の合流点	

山口県告示第百三十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定した。  
当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、山口県土木建築部河川課及び萩土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

名河川 称の	区		間
	上	流	
阿武川水系			下流端
	蔵目喜川	左岸 萩市大字片俣字新川九五七番地先 右岸 萩市大字片俣字火の迫四三三番一地先	高佐下字一の治屋二一〇番二地先 右岸 萩市大字高佐下字鍛冶屋二一〇番二地先 左岸 萩市大字吉部下字中吉部四三六番一地先 右岸 萩市大字吉部下字金数三九二七番一地先



(七三) 公園施設に係る指定管理者の指定

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十二年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
維新百年記念公園	陸上競技場（主競技場を除く）、テニス場、球技場、ラグビー・サッカー野場、スポーツ文化センター、弓道場、野外音楽堂及びその他の都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
財団法人山口県施設管理財団 山口市維新公園四丁目一番一号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
  - (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
  - (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
  - (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
  - (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
  - (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
  - (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 指定の期間  
平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
山口県立江汐公園	テニスマ場、キャンプ場及びその他の都市公園施設 市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	山陽小野田市

- 一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置
- 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
山陽小野田市 山陽小野田市日の出一丁目一番一号
- 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
- (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
- (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

- (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
  - (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 指定の期間  
平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
片添ヶ浜海浜公園	テニスマ場、オートキャンプ場及びその他の都市公園施設 市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	周防大島町

- 一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置
  - 二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
周防大島町 周防大島町大字小松二二六番地二
  - 三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
  - (一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
  - (二) 条例第三条第一項の許可をすること。
  - (三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
  - (四) 条例第七条第一項の許可をすること。
  - (五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
  - (六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
  - (七) 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。
  - (八) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 指定の期間  
平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
萩ウェルネスパーク	野球場、多目的広場、多目的体育館及びその他の都市公園施設 市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	萩市

- 一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第三条第一項の許可をすること。

(三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(四) 条例第七条第一項の許可をすること。

(五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)

四 指定の期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
柳井ウェルネスパーク	テニス場、多目的広場、温水利用型健康運動施設及びその他の都市公園法第二条第二項各号に掲げる公園施設	柳井市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
柳井市 柳井市南町一丁目一〇番二号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

(二) 条例第三条第一項の許可をすること。

(三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(四) 条例第七条第一項の許可をすること。

(五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)

(八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間

(七四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年三月二十三日

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市島田一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市浅江一丁目一六番三二号

株式会社リピングアート



公 告

平成二十二年山口県警察官(男性)採用(A)試験の実施

平成二十二年山口県警察官(男性)採用(A)試験を次のとおり実施します。

平成二十二年三月二十三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

六十五人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十二年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第

二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十三年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人若しくは被保護人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である論文試験は、日程等の都合により、第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十二年五月九日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後二時三十分まで

3 場所

山口市桜島三丁目一番一号

山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

なお、この試験は、第一次試験の当日行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一六〇センチメートル以上であること。
- 体重 四七キログラム以上であること。
- 胸囲 七八センチメートル以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
- 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
- 聴力 正常であること。
- その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

2 日時及び場所

(1) 適性検査

日時 平成二十二年五月二十九日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十二年五月三十一日(月曜日)から同年六月七日(月曜日)

までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

第一次試験 五〇点

第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点



体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。
- (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合又は身体検査の基準を満たさない場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十二年五月二十日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十二年七月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十三年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額十九万七千八百六十二円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十二年三月二十三日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄にあて先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十二年三月二十三日(火曜日)から同年四月十六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十二年四月十六日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十二年三月二十三日(火曜日) 午前九時から同年四月九日(金曜日) 午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一〇内線二六二八)に問い合わせてください。

平成二十二年三月二十三日  
印刷発行

発行人  
所

山口県知事  
庁